

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者が働くケース

(例)・密入国した人や
オーバーステイ
の人が働く

2. 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)・観光や知人訪問の目的で入国した
人が働く
・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3. 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)・外国料理店のコックとして働くこと
を認められた人が機械工場で単純
労働者として働く

外国人を雇用する際は、次のポイントを確認してください！

ポイント1

外国人登録証明書の有無を確認してください。

就職や日本人との婚姻などで日本に長期間滞在する外国人の方は、原則として、外国人登録証明書を所持しています。観光旅行のように一時的に滞在する方は所持していません。

外国人登録証明書を持っていない場合は、原則として雇用できません。

※上陸後間もないなどの理由で外国人登録証明書を所持していない方については、パスポートの上陸許可証印で、以下のポイント2～5を確認してください。

ポイント2

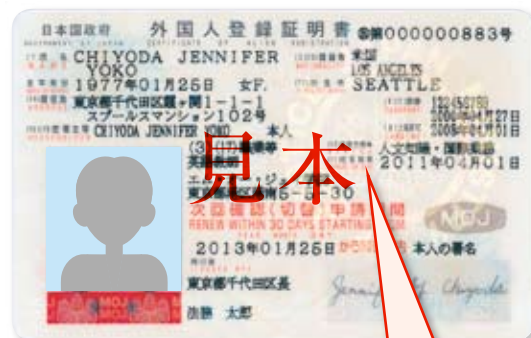
外国人登録証明書の「在留の資格」の欄及び「在留期限」の欄を確認してください。

「在留の資格」には、日本での滞在目的が記載されています。この欄に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」と記載されている方は、就労目的で来日した方ではないので、雇用できません。

※これらの「在留の資格」の方についても、入管から就労の許可を受けている場合もあります。ポイント3をチェック。

「在留期限」には、日本に滞在できる期限が記載されています。この期限を過ぎている場合、オーバーステイの人なので、雇用できません。

外国人登録証明書



「在留の資格」「在留期限」の欄

※在留の資格が変更された場合や在留期間が更新された場合は、証明書の裏面に新しい資格や期限が記載されていますので、裏面も確認してください。

また、「在留の資格」欄に「在留の資格なし」と記載されている方は、不法滞在者の可能性があり、就労活動は禁止されています。

ポイント3

「在留の資格」の欄がポイント2の「留学」などの方を雇う場合は、資格外活動許可の有無を確認してください。

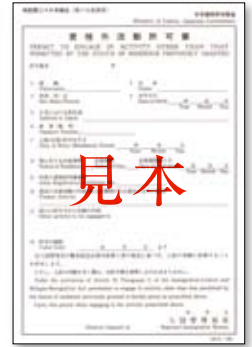
これらの方が働くには、入国管理局から**資格外活動許可**を受けなければなりません。雇用する際は、資格外活動許可を受けているか確認してください。

許可を受けている場合であっても、例えば、**就労時間が1週間に28時間以内**（「留学」の方が学校の長期休暇中に働く場合は1日8時間以内）、**ホステス・ホストといった風俗店の従業員としての雇用ができない**、など制限されています。

資格外活動許可



シールタイプ
(パスポートに貼付されます)



A5用紙タイプ

ポイント4

「在留の資格」欄が次の方は、一定の職種に限り就労が認められています。雇用する際は、従事する仕事の内容が認められた範囲のものか、確認してください。

※対象となる「在留の資格」は17種類あります。ここでは、主なものとその職種例を紹介しています。

- 「人文知識・国際業務」…事務職、通訳、語学学校の教師など
- 「技術」…技術職(電気・機械のエンジニアなど)
- 「技能」…外国料理のシェフ、スポーツインストラクターなど
- 「興行」…俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手など
- 「企業内転勤」…外国の事務所から転勤された方
- 「投資・経営」…外資系企業の経営者・管理者

ポイント5

「在留の資格」欄が次の方は就労に制限がありませんので、職種に関係なく雇うことができます。

- 「永住者」
- 「日本人の配偶者等」
- 「永住者の配偶者等」
- 「定住者」
- 「特別永住者」

外国人を雇用したときは…

- ・外国人（「特別永住者」、「外交」及び「公用」は除く）を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください。

注意! 事業主も処罰の対象となります!!

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした者「不法就労助長罪」→ **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主 → **退去強制の対象**
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした者 → **30万円以下の罰金**

旅券を取り上げて売春強要、強制労働…「人身取引」は犯罪です!

「人身取引」とは?

他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として、暴力や脅迫、誘拐、詐欺等の手段を使って人を採用・輸送・売買・収受するなどの行為を「人身取引」といいます。人身取引は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

例えば、旅券を取り上げるなどして行動の自由を制限したり、売春や労働を強要したりした場合には、人身取引にあたり、刑事罰の対象になることもありますので、事業主の方は注意してください。

もし、人身取引の被害者が助けを求めてきたり、被害者らしい人を見かけたりしたら、最寄りの入国管理局や警察署へ連絡してください。

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター（平日8:30～17:15）
Tel 0570-013904（IP電話・PHSからは03-5796-7112）